

出席規程

(出席率)

第1条 正会員の出席率は、年間を通じて、例会・委員会につき各30%以上でなければならない。ただし、委員会に所属していない者は例会出席率のみとする。

(出席率の算定)

第2条 出席率の算定は月1回行われる例会・委員会を基準とする。

2. インターネット等の手段を用いて出席した場合はこれを例会・委員会の出席に加算することができる。

3. 理事会において承認された会合に出席した場合、出席に加算することができる。

4. 出向先の諸会議等の都合により例会・委員会に出席できなかった場合、所定の手続を経てアテンダンス出席届を提出することで出席に加算することができる。

5. 天災地変、悪疫流行、法律命令、行政措置、労働争議又は交通ストがあった場合、国又は地方公共団体による中止、制限、自粛等の要請又は指示があった場合、その他不可抗力による事由によって、例会・委員会を開催できない場合は、理事長の判断により、出席に加算することができる。

(除名)

第3条 正会員にして正当な理由なく例会・委員会いずれかの出席率が30%未満の者は総会の決議を経てこれを除名することができる。

(注意)

第4条 理事長より委託された担当委員会は当該年度中2回各正会員の出席率を調査し出席規程を満たさないおそれのある正会員には注意書を発送する。なおそのうち1回は7月に発送し、必要に応じて個人面談を行う。

(休会者の出席率の審査)

第5条 休会者の出席に関し、休会中は免除するも休会期間以外の出席率は原則として月割計算により理事会において審査する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

本規程は昭和58年2月23日より施行する。

本規程は昭和60年1月1日より施行する。

本規程は平成22年1月1日より施行する。

本規程は令和3年1月1日より施行する。